

## ☆用語の意義

### 敷地面積

敷地面積とは、工場または事業場の用に供する土地の全面積。社宅、寮または病院の用に供する土地およびこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれない。当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる。

### 建築面積

建築面積とは、建築物の投影面積をいい、延べ床面積ではない。建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根および柱または壁を有するものをいう。（建築基準法第2条第1号。）具体的な面積の測り方は、建築基準法上の取扱いと同様。

### 生産施設

製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械または装置が設置される建築物。物品の製造工程を形成する機械または装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち直接製造・加工を行う工程を形成する機械または装置およびこれらに付帯する用役施設（受変電施設および用水施設を除く。）をいう。

### 緑地

- 1 樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 2 低木または芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地または建築物屋上等緑化施設

### 環境施設

- 1 工場等の周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもので、次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分は除く）
  - （1）噴水、水流、池その他の修景施設
  - （2）屋外運動場
  - （3）広場
  - （4）屋内運動施設
  - （5）教養文化施設
  - （6）雨水浸透施設
  - （7）太陽光発電施設
  - （8）（1）から（7）に掲げる施設のほか、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
- 2 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地または前号に規定する土地と重複するものを除く。）